

広島県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年四月十日までの間、縦覧に供する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市鞆町後地字住吉一八七番一地从先から 福山市鞆町後地字久保一八五五番一地从先まで	令和七年三月三〇日
県道福山鞆線	福山市鞆町後地字白茅二六番一六五地从先から 福山市鞆町後地字白茅二六番一六地先まで	令和七年三月三〇日